

産業統計部会の審議状況について（報告） （鉄道車両等生産動態統計調査）

1 部会の開催状況等

鉄道車両等生産動態統計調査（以下「本調査」という。）の変更に係る部会審議は2回を予定しており、1回目は平成26年8月21日に開催し、2回目は10月2日に開催を予定している。

また、平成26年10月20日に開催予定の統計委員会において答申案の報告を予定している（ただし、2回目の部会で審議が終了しなかった場合は、3回目の部会（10月30日）を開催し、11月17日に開催予定の統計委員会において答申案の報告を予定している。）。

2 部会における主な議論等

（1）前回答申における今後の課題への対応

前回答申（平成20年12月22日付け府統委第140号）において、生産に長期間を要する鉄道車両（新造）については、鉦工業指数の算出等の基礎資料として、生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要であるとして、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」^{（注1）}を「受注残」に改めることについて検討することが指摘されている。

（注1）「鉄道車両生産（新造）調査票」（月次調査）では、「受注」（当該事業所において受注したもの）、「生産」（工場内で完成し、完成検査を行ったもの）及び「月末手持」（受注したもののまだ生産されていないもの）を調査している。

これについては、以下の理由から、部会として、引き続き現行どおりの調査を実施することとし、生産活動の進捗状況の把握に必要な情報の報告を新たに求めないことが適当であると判断した。

① 国土交通省が実施した現行の鉄道車両生産（新造）の全ての調査対象事業所（11事業所）に対する仕掛品在庫等の把握可能性に関するヒアリング結果から、次のことが明らかになったこと。

- i) 事業所において仕掛品は受注単位で把握している^{（注2）}ため、本調査における報告単位である車両数及び車種別の金額ベースでの把握を求めた場合には、事業所に多大な負担がかかること。
- ii) 仕掛品等の報告を事業所に求めることは、製造原価等のコスト情報の開示につながるとして事業所が難色を示していること。
- iii) 財務諸表等において記載されている仕掛品の金額は、事業所によって概念や把握方法が異なっていること。

（注2）複数編成を受注した場合は、当該複数編成を一括で把握するケースや1編成ごとに把握するケースなどがある。

② 仕掛品等の把握は、調査事項の「手持」の概念を、従来の対外的な取引関係に基づく売上げからコスト情報を明らかにする原価を把握するものに変更するものであり、その把握可能性及び報告者負担の観点からの概念整理が必要であること。

③ 仮に概念整理が可能となり、当該整理に沿った報告を報告者に求めたとしても、報告者にとってかなりの負担となることや、コスト情報の開示につながるおそれがあり調査への協力を得られないこと。

また、現行の調査事項である「手持」の名称については、報告者である鉄道車両メーカーにおいて、「手持」よりも「受注残」の名称の方が一般的に使用されていることを踏まえ、部会として、報告者の利便性等に配慮する観点から、概念を変えずに「手持」を「受注残」に変更することが適当であると判断した。

(2) 調査対象の選定方法

前回答申において、現行の調査対象の選定方法の妥当性について検討することが指摘されていることを踏まえ、調査対象事業所は、従来の地方運輸局が行うヒアリング等に基づく事業所情報に加え、新たに経済センサス-活動調査の結果に基づく産業分類情報を活用し、母集団情報の整備を図って、選定することとしている。

これについては、母集団情報の整備に当たって基本的には経済センサスの結果を活用するという考えに沿うものであり、また、母集団情報の整備が図られたことにより、我が国における鉄道車両等の生産動態を適切に捉えることにつながるものと考えられることから、部会として適当であると判断した。

ただし、母集団情報の新たな整備によって、調査対象事業所数が増加する業態^(注3)があることから、本調査結果の公表の際には、母集団情報の変更があったこと等を説明し、統計利用者の誤解を招かないよう適切な対応を行うことが必要であるとされた。

(注3) 鉄道車両生産（改造・修理）に係る調査対象事業所数 10事業所⇒32事業所
鉄道車両部品生産に係る調査対象事業所数 49事業所⇒127事業所

(3) 調査対象の範囲

前回答申において、調査対象を一律「常時 10 人以上の従業員を使用する事業所」としていることの妥当性について検討することが指摘されていることを踏まえ、鉄道車両等を製造する各業態に即して、「全ての事業所」、「常時従業員 30 人以上を使用する事業所」又は「常時従業員 50 人以上を使用する事業所」に変更することとしている^(注4)。

これについては、調査対象の範囲の見直しによって調査対象事業所数が増加する業態があるものの、以下のとおり、本調査の結果精度の確保・向上を図り、統計利用者のニーズに応える一方で、調査協力を得るための方策を講じることとしており、部会として適当であると判断した。

- ① 鉄道車両等の生産動態を適切に捉え、適正な数値の作成が可能となり、データの有用性が向上するものと考えられること。
- ② 調査実施者は、i) 予想されるデータの断層について、鉱工業指数作成部局等統計利用者との調整を図るとともに、公表に当たって混乱等生じないように十分に説明を行うこととしていること、ii) 新たに調査対象となる事業所に対し、文書や電話による依頼など様々な形で丁寧に調査協力依頼を行うこととしていること。

なお、調査対象事業所の増加に伴い、実査段階において調査票回収に係る督促等の業務負担の増加が想定されることから、調査実施者はこれらに留意した十分な準備と対応が必要であるとされた。

(注4) ① 鉄道車両生産（新造）調査票による調査 ⇒ 全ての事業所
② 鉄道車両生産（改造・修理）調査票による調査 ⇒ 従業員 30 人以上の事業所
③ 鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票による調査
・ 鉄道車両部品生産 ⇒ 従業員 30 人以上の事業所

- ・ 鉄道信号保安装置生産 ⇒ 従業員 50 人以上の事業所
- ④ 索道搬器運行装置生産調査票による調査 ⇒ 全ての事業所

(4) 調査事項の変更

調査事項については、図1及び図2のとおり、鉄道車両の需要先が「JR」又は「民需」である場合や、鉄道車両部品等の納入先が「JR」又は「民鉄等」である場合のうち、需要先又は納入先が公的活動^(注5)を行う機関である場合の実態を把握するため、「公的機関」の区分を新たに追加するとしている。

これについては、「平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱」(平成24年9月28日産業連関部局長会議決定)における公的部門の分類格付けの見直し等を背景とし、鉄道車両等のより正確な産出構造を把握するためのものであり、部会としては適当であると判断した。

ただし、「公的機関」の把握について、報告者の記入漏れの防止策を講じるとともに、結果精度の確保・向上を図る観点から、「公的機関」の区分に加え、「非公的機関」の区分も設けて併せて把握する必要があることが指摘された(部会修正案参照)。

また、次回部会において、新たに設ける区分の名称を国民経済計算や産業連関表で使用されている「公的部門」でなく「公的機関」としている理由について、調査実施者から説明してもらい、その適否を判断することとした。

なお、需要先の区分(選択肢)が「民需」、納入先の区分(選択肢)が「民鉄等」と異なっており、報告者や統計利用者が混乱しないよう「民鉄等」に統一することとされた。

(注5) 平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱において、公的活動とは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等が行う活動のうち、政府による所有又は支配がある産業に該当する活動とされている。

図1 鉄道車両生産(新造)調査票及び鉄道車両生産(改造・修理)調査票

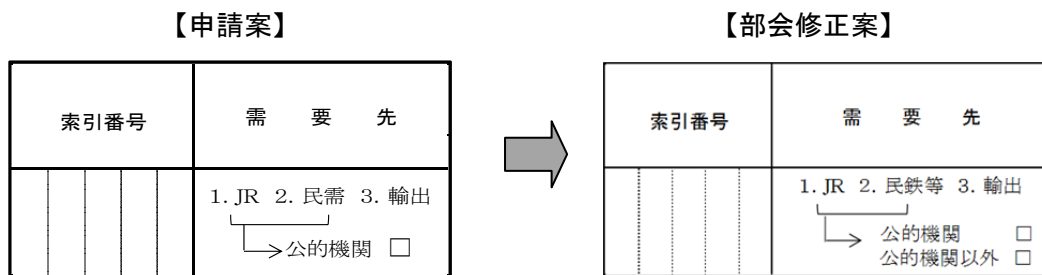
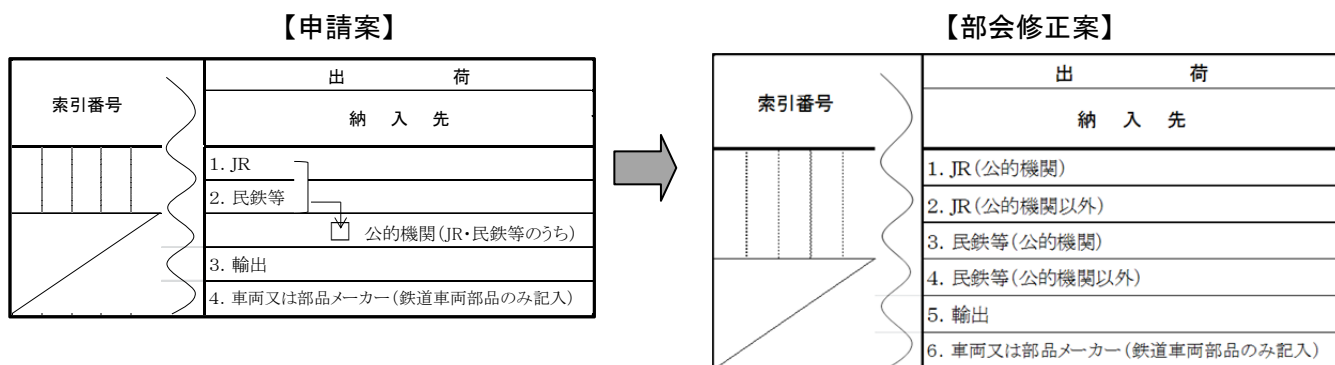


図2 鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票



(参考)

鉄道車両等生産動態統計調査の変更に係る部会審議経過及び今後の予定

審議事項等	8月21日 (第1回目)	10月2日 (第2回目)	10月30日 (第3回目) ※予備日
諮問の概要に関する説明	●		
前回部会審議に係る継続審議事項 (宿題等への対応)		●	
1 鉄道車両等生産動態統計調査(基幹統計調査)の変更 ① 調査対象の選定方法	●		
② 調査対象の範囲	●		
③ 調査事項	● (一部宿題)		
2 前回答申における今後の課題への対応 ○ 生産活動の進捗状況の把握	●		
3 その他 ① 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)における指摘事項への対応		●	
② 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)における指摘事項への対応		●	
答申(案)		●	

鉄道車両等生産動態統計調査の実施現場視察について

●日 時：平成 26 年 8 月 25 日（月） 10：00～12：00

●訪問先：鉄道車両製造会社

●参加委員等：西郷産業統計部会部会長、川崎委員、野呂委員、
青木専門委員

●視察内容

10：00～10：30 会社紹介、鉄道車両生産工程等の説明

10：30～11：30 工場視察

11：30～12：00 ヒアリング（質疑応答等）

（※主なヒアリング事項は以下のとおり）

- ・ 調査票に記入する数値の情報源と電子化の状況
- ・ 調査票への記入における負担の程度と問題点
- ・ 鉄道車両製造に係る生産活動の進捗状況の把握可能性